

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一〇九一五八四三二 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

前門の虎、後門の狼

伊勢 太郎……………2

参院選へ点描

激動する国際情勢……………3

—第三十回サミットの特徴について—

職場からの闘い、そして内外の交流運動 京成労組乗務分会……………5

—第三次電車支部人減らし合理化・二〇〇四年春闘総括—

◇資料◇ 連合(二〇〇四・六・一)……………8

二〇〇四春季生活闘争の中間まとめ……………

年を追うごとに、政党や国会議員、

大手商業新聞が、「憲法を変える！」と攻撃……………11

読者からのおたより……………14

# 旬刊 社会通信

NO. 906

二〇〇四年七月一日号

二〇〇四年七月二日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 前門の虎、後門の狼

参院選へ点描

参院選が始まりました。参院定数は二四二。改選数は一二一です。改選数の内訳は自民五〇、民主三八、公明一〇、共産一五、社民二、他五とあります。非改選は自民六六、民主三二、公明一三、共産五、社民三、他二です。改選数の内訳は選挙区七三、比例区四八。選挙区選挙は一人区二七、二人区一五、三人区四、四人区一です。

選挙制度は九〇年代以降、根本的に変えられてしまいました。小選挙区制度の導入、単純第一位当選制、参政権はあるけれど、金持ちしか選挙に出ることができない選挙制度への変更です。参院選に立候補するためにはたいへんな額のお金が必要になるんです。これじゃ選挙に立候補したくてもお金の面からとても出ることではできません。ブルジョア民主主義のなんたるかを示す原点です。

立候補者は少なくなるだろうと思っていました。その通りで立候補者は選挙区一九二、比例区一二八のたった三二〇です。前回は四九六でしたから、約半減です。比例区は激減しています。金の負担が大きいです。マスコミは「少数激戦」と他愛もない報道をくり返しています。これは事実をおおひ隠す以外のなにもでもありません。選挙をにぎやかにしたくても、お金がないからにぎやかにできないのです。金こそ力なりの見本です。

過日、朝日が少しばかりおもしろい世論調査を発表しました。小泉の支持率がいっきよに一四急落し四〇%に、不支持率は一二%もふえ四二%になり、支持率と不支持率が四〇対四二と逆転したということです。この背景に①年金問題、②イラクでの多国籍軍参加とともに、小泉の唯我独尊に国民のアカがあることは間違いありません。

選挙は主に自民と民主で争われます。選挙区はほとんどそうでしょう。比例区で共産、社民がどれだけの議席を得るかだけです。小泉が負けて将来が開けるでしょうか。否です。民主に自民党との政策上の違いは一つありません。自民が虎とすれば、民主は狼です。昔のたとえでいえば「前門の虎、後門の狼」というわけで、労働者にとってどちらが勝っても同じことです。二大政党制、じつは保守二党制を政財官がごぞつて推進しているのもそのゆえです。こうして、議会制民主主義という間接民主主義は保守二党制で、労働者をどちらの保守党が支配するかという制度となるのです。

保守二党制を推進しているのは財界です。経団連は百億円で自民、民主を買収しようとし、政・財・官・労・学・ジャーナリズム・知事を主な構成要素とする21世紀臨調は、自覚した個人、小政党が立候補できない仕組み、マニフェスト政治に邁進します。

政治を変えたい、なんとかしたい、このままでは一九三〇年代の日本の二の舞になると深刻に考えている人たちにとつても最大の課題は労働組合はだらしがない、ダメだということではなく、「労働組合らしさをとりもどせ」と、労働組合への圧力を強めることです。もう一つは若者への働きかけです。労働組合員、若者に迷い、悩み、不安はうつつ積んでいます。しかし、それらが燃え上がらないのです。しかし、永久にということはありません。今必要なことは憲法九条と同二五条「死守」を訴える政党に票を集中することです。

(伊勢 太郎)

## 激動する国際情勢

—第三十回サミットの特徴について—

「保守革命」 情勢の一番の特徴はなにか。支配階級が「改革」「革命」を呼号する。彼らの「改革」「革命」の帰結は何か。労働者、「市民」の権利さん奪である。これは反革命ではないか。

なぜこんな情勢がもたらされたのか。政治の領域では社会主義世界体制崩壊、経済の分野では世界市場が資本主義生産方式に再包摂された。突然の市場の膨脹が資本の求める「自由と民主主義」、価値増殖欲を吸血ドラキュラのように活気づかせた。こうして、「保守革命」たる新自由主義という反革命が世界を襲撃している。

歴史は主導国に似せて世界史が作られることを教える。グローバル化した資本主義制度化にあつてはまさにそうだ。宗教的、民族的ベールは資本の力で掘り崩されてきた。今、世界を主導するのがアメリカ流「自由と民主主義」と価値増殖だ。アメリカは世界の富の四〇%を占め、世界の軍事費九千五百六十億ドル—日本円に換算して百五兆円—のじつに四七%にも達し、七つの海、五つの大陸に軍団を擁する。このアメリカが世界支配に乗り出した。「対テロ」戦争を口実とした侵略戦争だ。

帝国主義国家にもいろんなタイプがある、カナダはアメリカの五十番目の州だ。日本の資本蓄積構造はアメリカ市場を一体的なものとし、農産物をアメリカに頼る。軍事的には日米同盟が中心だ。油は九〇%をアラブにたよる。ヨーロッパ諸国は複雑だ。島国イギリスは大陸ヨーロッパと歴史、伝統、文化を異にする。アメリカは元イギリスの植民地国家で民族はアングロサクソン。この紐帯（ちゅうたい）が米英同盟の基礎にある。ソ連・東欧社会主義崩壊はNATOを形骸化し、大陸の中心国独、仏は己に似せて大陸を再編成したいとする。ブッシュのイラク侵略にG7の国ぐに異なる態度をとる背景である。

**五つの決議** 今年のサミット（先進国首脳会議）はイラク一色となった。ブッシュはイラク問題で支持取り付けに躍起となった。昨年サミットとはえらい違いだ。なぜか。アメリカはイラクで泥沼におちいったからである。大量破壊兵器はない！ サダム・フセインとアルカイダ・ビン・ラディンの連携を示す証拠もない！ 戦死者の棺は毎日送り返される！ 治安はサダム時代以上に混乱し戦争でイラク国民が殺されていく！ 虐待問題、テロという悲惨な闘争形態が世界に拡散した！ イラク戦争は「永久戦争」の状況に入った。イラクに、テロにどうかかわり、主導権をとるかの外交戦の「戦場」となったのが今度のサミットだった。サミットでは何が論じられたのか。

第一、イラク問題。サミット前日に決定された「イラク新決議」。

第二、中東問題。「拡大中東・北アフリカ地域との前進と共通の未来に向けたパートナーシップ」（拡大中東構想）。

第三、大量破壊兵器。「大量破壊兵器不拡散行動計画」。

第四、テロ対策。「海外渡航イニシアチブ行動計画」。

第五、経済。「貿易声明」

ブッシュは十一月、国民の審判に直面している。イラク問題、中東和平、「対テロ」戦争に世界の同意を得、再選の条件をつくるのが緊急の課題となる。独、仏はブッシュへの「協力」を装うことで彼らの旧植民地国家への影響力行使を狙う。妥協の産物が上記五つの決議である。

イラク、そして中東 五つの決議の内容と問題点は何か。イラク新決議、拡大中東構想では米・英（連合軍）と独・仏（非参戦国連合）間で激しい外交戦が展開された。外交は内政の延長で交渉の多くは秘密とされる。米・英はイラク・中東で主導権をとりたい、独・仏は表面的には「国際協調」だが、主導権をどう確保するか対立・抗争・競争である。争点は大きく三つであった。第一、多国籍軍。その詳細は①駐留の是非、②暫定政府との関係、③イラク軍の指揮権、④駐留期間、第二、暫定政府の権限。①主権移譲、②治安維持、③石油等財産管理、第三、イラク債務の処理。①債権放棄、②その割合。

新決議案は満場一致で決定された。形式的には国連の決議となった。ここで前から指摘してきた問題が発生する。国連決議は万能、正義の決定かということだ。五月末、米が黒子となり国連の肝いりで暫定政府がつくられた。アメリカの傀儡政権だ。連合軍なしに暫定政府は存続できない。だから、暫定政府は、連合軍から多国籍軍と名を変えた軍隊の駐留を望む。アメリカにとっては連合軍より国連のお墨付（すみつけ）きを得た国連主導の多国籍軍の方が都合がよい。こうして、多国籍軍設置が決まった。

駐留期限は、○五年十二月末となった。「暫定政権が要請すれば撤退」とあるから駐留が長引く可能性はきわめて大きい。イラク軍・治安部隊二十万。連合軍一五万人で治安は悪化の一途なのだから。

こうみればC P A（連合軍占領当局）の権力は、C P A支配の行き詰まりで暫定政府と名を変えたことが明らかとなる。六月三〇日「完全な主導権移譲」が約束されている。しかし、これまた絵に描いたもちに他なるまい。

独、仏、口、中各国がより大きな関心をもつのがイラク債務、石油収入・支援金の管理のあり方だ。イラクはサウジアラビアに次ぐ大産油国。したがって、石油収入をだれが管理するかは、将来だれがイラクを取り込むかとなるからである。

拡大中東構想は当初「大中東構想」として米によって示された。内容の柱は①改革支援、②民主主義促進・統治改善、③知識社会の構築、④雇用創出・経済機会拡大というものだった。

「大中東構想」はアフガニスタンからモロッコまでのイスラム圏を想定する。この構想を目にした時、ふと思ったのは一九三〇年代、日本が中国侵略の理念とした八紘一宇、大東亜共栄圏である。

ちなみに決定された「構想」は①地域の平和と安定のため、国際社会の取り組みを強化する、②イスラエル・パレスチナ紛争の解決が地域の進展の重要な要素、③改革は外からの押しつけであってはならず、多様性の尊重と地域の自主性が重要としている。しかし、アフガン、イラク、そしてパレスチナでのアメリカの行動は、アメリカ流に中東（拡大中東）を支配するとの宣言である。

## 職場からの闘い、そして内外の交流運動

—第三次電車支部人減らし合理化・二〇〇四年春闘総括—

春闘終結論に抗して共闘運動を前進させる

二〇〇四年春闘は、早くから資本側からの「春闘終結論」の攻撃がありました。「春闘ではなく、春討だ。討論をすればよい」と労働側を馬鹿にした言動を含め、春闘の押さえ込みに躍起になっています。労働側の総本山である連合が、果敢に反撃する統率力でリードすればよいのですが、昨年に続き「ベースアップ」要求を回避しました。「定昇を守れ」というだけでは、反撃の条件は生まれません。春闘回答結果を見れば、軒並み定昇割れに終わりました。精一杯頑張ったところも孤立化する状況さえ生まれています。日本経団連の戦術に敗北している労働側の実態を残念ながら認めざる得ません。

京成労組の頑張りだけでは春闘を勝利することはできません。だからこそ春闘期間中に多くの職場と交流してきました。共闘運動の発展こそ闘いの原動力になります。乗務分会は、日刊乗務を郵送している職場、定期的に交流している東武春日部、南栗橋乗務区分会、国労江東支部、自動車奥戸分会を始めとして組織的に交流を進めてきました。特に、厳しい闘いを進めてきた相模鉄道労組や千葉海浜交通労組へも足を運び、沖縄の那覇交通労組、琉球バス労組へも激励行動を行ってきました。この様な交流は、参加した仲間、交流した相手と共通に認識と信頼感が生まれます。そこに大きな共闘関係が築かれ力となっています。

### 第三次支部合理化をバスターさせない

分会は、一月二七日に開催した拡大執行委員会合宿を皮切りに春闘行動を展開してきました。拡大執行委員会合宿では、分会方向板「二〇〇四年春闘方針(案)」を確認し、三月一八日の賃金回答日目指しての諸行動、スト権の高率確立、決戦段階での団結腕章着用等々、春闘方針に基づき精一杯頑張る取り組みがスタートしました。

昨年のバス分離攻撃と同様に、会社は当然に第三次支部合理化をバスターさせようと迫ってくることは明白です。そのためにも合理化問題の職場討論を広げながら、「賃金とは何か」の学習会の活発化も進めてきました。とりわけ各組春闘合宿には、四〇〇名を越える仲間の結集を見ることができました。三月九日開催された本社抗議集会にも七八名の仲間の結集があり、本部決起集会も二〇〇名を越えました。この結集された仲間の組織力は、各組組長を中心とした組の団結によるものです。大きな成果として確認ができます。

### 敵を見誤らない、スト権投票を

スト権投票は、二月二二日～二五日の日程で実施されました。分会は「高率のスト権を確立しよう」スローガンを掲げ、各組春闘合宿を始めとして強く呼びかけ、「高率スト権確立」こそ職場の団結を示すものと意思統一をしてきました。ここ数年、スト権投票に大きな動揺が現われています。その結果として、「賃金引き上げ項目のスト権投票」を見ても、二〇〇二年春闘〇八一%、二〇〇三年春闘〇八五%、二〇〇三年秋闘〇七六%。

この様に近年のスト権投票の確立がダウンをしています。このことは、闘い方への批判、ストライキ否定も含まれていることがあります。しかし、職場の闘いの高揚を阻む

ため、会社意識の重視からの批判もあります。非常に危機的な状況が職場に渦巻いていま

す。今回のスト権投票に向けての期間に、「ストライキは会社を潰そうとするものだ」「分会は何でも反対を言うばかり信用が出来ない」「会社のやり方を信用しよう」、また「分会指導部へ信任投票の考えだ」等々として×をつけようとの動きがありました。大きな危惧を感じ、働き続けること、生き続けることの大切さ、そのためにはどうするのか、働く者の考え方、見方を討論しなければなりません。

闘い方で、感情に走れば会社の思うところでは。仲間同士、相手を尊重しながら、第三次合理化の厳しさ、賃上げの必要性、そのための闘い方を更に論議しなければなりません。春闘スト権投票結果は七九%でした。勇気を持てる結果と受け止められます。職場の個人的立場立場で考え方を抑えられることを考慮すれば、乗務員では圧倒的高率のスト権確立が出来ました。数字的には問題があるスト権投票でしたが、今日の状況を踏まえてみれば自信を持って臨めるものです。

会社は、二〇〇四年春闘を第三次合理化とバスターに攻撃をしようとしています。合理化が一つひとつ導入されれば、自分たちの健康は破壊され、安全もないがしろにされます。それに賃金体系も壊され、職場の団結をズタズタにして「命令と服従」の職場支配をつくられてしまいます。「それでいい」というなら仕方がありません。しかし、その様な声は弱小です。一人ひとりが自信を持って反合理化、二〇〇四年春闘勝利を叫ぶとき、闘いの勝利の展望が生まれます。

### 二〇〇四年春闘「賃金引き上げ」スト権投票結果

	乗務	駅務	車両	工務	電気	合計
有権者	六三〇	五六六	一六六	一六〇	一五〇	一六七二
棄権	二四	三	五	〇	二	三四
投票数	六〇六	五六三	一六一	一六〇	一四八	一六三八
賛成	四七九	四〇六	一〇六	一四四	一三八	一二七三
反対	一二六	一五〇	五三	一四	八	三五一
白紙	〇	六	二	二	二	一二
無効	一	一	〇	〇	〇	二
率	七九・〇%	七二・一%	六五・八%	九〇・〇%	九三・二%	七七・七%

### 支部合理化を人質に賃上げとバスター狙う会社

支部合理化は、二項目を巡って暗礁に乗り上げていました。①工務、電気職場の徹夜勤務シフト見直し。②駅務職場の三〇駅嘱託化。電車支部として、双方を受け入れることは働く者の立場から絶対に受け入れる事はできないと主張してきました。一方、会社は三月五日の組合からの賃金要求説明時に「環境整備」をあえて主張してきました。いわゆる「支部合理化の解決なしに賃上げ回答はできない」という恫喝をかけてきたのです。

支部は、職場間での意思統一を重ね、断続的な事務折衝をしてきました。その中で、一八日一〇時三〇分から開催した事務折衝で下記の「確認書」を取り交わし、当面の支部合理化の進め方を確認しました。

本部の賃上げ交渉は、一定の環境整備ができたことで、鉄道部門の賃上げ回答が示されました。賃上げについては、業績トップの京王と同額の五四〇〇円、臨時給は昨年同月数の五・三八ヵ月です。バスについては厳しさを増しています。賃上げ一律二〇〇〇円、臨

時給はバス分離確認の大綱合意五ヵ月。これらの回答を受けて、二〇時三〇分から闘争委員会が開かれ、本部から経過と回答の説明がされ、質疑討論が行われました。今後は、これらを職場に返し討議をします。(乗務討論集会は、三月二十二日に開催) 職場討議を受けて、二三日に開催される闘争委員会へ賃金回答への諾否を決定します。

#### 電鉄・バス回答に賃上げ格差が

第四回電鉄少数交渉で、一時五八分、会社側から回答が示され、組合側は一二時五分より第一五回中央闘争委員会を開催。検討に値すると判断し、一二時一五分から開かれた電鉄経協で正式に回答書を受け取った。

#### 電鉄回答

1、従業員一人平均一ヶ月あたり五四〇〇円。

2、臨時給昨年同月数(五・三八ヶ月)バス回答

1、組合員一人平均一ヶ月あたり一律二〇〇〇円。

2、臨時給大綱合意確認どおり(五ヶ月)

※二〇〇四年春闘要求

賃上げ 一人平均二・一%十一三〇〇円≡七九〇〇円

臨時給 五・三八ヶ月 最賃 一三万二一〇〇円

#### 二〇〇四年春闘諸行動と参加者数

拡大執行委員合宿(一五名)・青年代表合宿(二六名)・代議員合宿(二六名)・春闘オルグ(二七二名)・各組春闘合宿(四二二名)・日刊乗務交流会(二三名)・東武交流会(一八名)・国労交流会(二一名)・県私鉄交流会(五名)・京成労働学校(二四八名)・私鉄バスうたごえ集會(三六名)・私鉄青年女性決起集會(一四名)・連合中央集會(一三名)・私鉄総連総決起集會(五八名)・本部総決起集會(二一八名)・收拾見解討論集會(三二二名)・運輸事務所集會(二六名)

#### 二〇〇四年春闘総括―成果と課題

##### 【成果】

1、分会春闘方針に基づき、具体方針を取り組むことができた。とりわけ、各組春闘合宿は、組長、教宣担当者を中心に呼びかけ、事前からの準備で七つの組全てが計画通りに学習が進められた。

また、日常からの学習運動で「乗務給について」「賃金とは何か」を取り組めた。

2、団結腕章の着用率の向上が続けられた。今日の厳しい労働運動情勢の中で、主体的に団結腕章を着用することは強い意志が求められます。仲間の討議の中で圧倒的多くの仲間が団結腕章着用がされたことは、職場の団結と対外的宣伝効果を高く広めることができました。

3、横断版、ステッカー作成と掲出、諸行動へ一人一行動の取り組みができた。

##### 【課題】

1、高率のスト権を確立できなかったことに職場内での討論不足があった。「分会への信任投票」という声も聞こえたが、本質は会社の強力なスト権を押しさえ込む攻撃に抗しきれなかった弱さがあった。

2、連合主導の春闘に限界を感じる。その意味からも共闘運動が強く求められる。相鉄労組に見られる県内労働者の結集を求めた行動が展望されないとならない。日常から内外の

交流運動を盛り上げる課題がある。

3、雇用形態に見られる非正規社員化が拡大されている。働く環境の劣悪化に抵抗し、健康で働き続ける条件を作る課題を一人ひとりが持つことが求められる。

(京成労組乗務分会)

## ◇資料◇(連合、二〇〇四・六・一)

### 二〇〇四春季生活闘争の中間まとめ

#### 二〇〇四春季生活闘争における具体的な取り組みの評価と課題

##### 1、年金、景気、雇用を柱とした政策要求実現について

連合として、春季生活闘争のなかで政策・制度要求の実現をより重視した活動とすることは、春闘改革の重要な柱であり、取り組みのさらなる充実が求められている。そのためには、メリハリのあふ運動とそのヤマ場づくりを通じ、社会的アピール活動や職場段階の取り組みとともに、政治の場での取り組みの強化が求められてくる。そうした視点で、どう運動を組み立てるかや連合・産別・単組との連携や政党・政治家との連携の強化について、今後論議を深めていくこととする。

(1) 年金を中心とした政策制度課題について当面する政策・制度要求の最大目標として位置付けた「国民に安心と信頼を保障する年金改革」は、現在国会審議中であり、その帰趨をふまえて別途提起する。

(2) 景気と企業業績の回復にとまない、雇用情勢も総体的には改善する方向にあった。そのためか、雇用安定に向けた労使確認等の取り組み件数は昨年より減少傾向にある。しかし、問題を抱える組合も残されており、個別事例に対応するための産別指導体制の強化と、単組における通年的取り組みの徹底をはかる必要がある。

また、年金の満額支給開始に接続する継続雇用制度確立の取り組みは、昨年より増加している。今後は、この流れを中小・職場組合に拡大する必要がある。

(3) 多様就労型ワークシェアリングについて、政労使による具体的取り組みは前進しなかった。連合は、今後とも均等待遇原則の姿勢を貫き、積極的に関与していく。

(4) ワークルール確立に向け、とくに法改正の悪用防止を含め労働関係法令を遵守する活動に取り組んだ。労働組合自身による労働協約整備の取り組みが、社会的ワークルールづくりの基礎となることを自覚し、それらの取り組みを徹底する必要がある。

(5) 不払い残業の撲滅、仕事と家庭の両立実現、職場の安全確保、労働関係法令の遵守に向け、秋段階からの職場点検と労使協議を提起したが、まだまだ全体のものとなっていない。これらの運動強化には、職場点検活動を通じた具体的改善要求と労使協議など、職場レベルの通年的取り組みを徹底する必要がある。

#### 2、賃金カーブの確保と賃金の底上げについて

(1) 賃金改定について、連合は、「賃金カーブ確保」を最低限に、純ベア要求については、個々の実情に合わせて取り組むことを提起し、要求基準の設定等は産別に委ねることとした。加えて、中小・地域組合を対象とした賃金カーブ確保分としての要求目安額の指標を示した。賃金要求については、純ベアを要求する組合は昨年より減少し、賃金カーブ維持分を要求する組合が多かった。

(2) 改定結果については、三月内決着の組合はほぼ賃金カーブを維持し、四月以降もその流れが維持されている。賃上げ結果も若干ながら昨年を上回り、賃上げ率の低下傾向に歯止めをかけ、経営側の賃金抑制・切り下げ攻撃をはね返すことができた。しかし、賃金カーブが維持できなかった組合も少なくない。また、賃金制度がある組合とない組合における賃上げ率の「二極化」の傾向は改善されていない。

賃金改定の基本は賃金カーブの確保にある。連合・産別は個別賃金の取り組みを徹底し、賃金カーブ確保の運動強化をはからなければならぬ。

(3) 企業業績の還元については、一時金で対応する傾向が一段と進んでいる。その結果、マクロ的には、一時金の改善で可処分所得の減少に歯止めがかかる可能性が高く、デフレ経済脱出への足がかりができたと評価できる。一方、賃金の変動費化の進展といった点から、賃金の安定性の問題を惹起している。

生活安定の基礎となる報酬体系や保険料徴収等のベースは月例賃金にある。そうした点からも、



月例賃金への配分を優先するという原則を再確認し運動に生かしていく。また、年収確保と一時金の安定化に向けた検討を進める必要がある。

(4) 日本経団連のべア否定、定昇見直しの主張をはじめ、賃金決定のあり方について労使間の主張が対立し噛み合っていない。賃金制度の変更については、春季賃金交渉とは切り離すことができたが、依然として制度変更の動きは進んでいないと判断される。賃金制度の変更に当たって各組合は、連合が提起している「賃金制度の整備・見直しに向けて」の考え方を基本に、将来を見据えたあるべき賃金・人事制度の整備をはかる必要がある。

(5) 連合は、ナショナルセンターとして、賃金闘争におけるマクロ経済下の所得分配のあるべき姿を示す必要がある。マクロ配分のベースやその配分のあり方等について検討を進める。

また、連合としてはじめて設定した生活保障水準の取り組みを含め、ミニマム賃金の取り組みを強化し、賃金カーブの下支え・底上げをはかるとともに、非典型労働者や未組織労働者の賃金水準の下支え・底上げを強化する必要がある。

### 3、中小・地場組合の賃金底上げについて

中小・地場共闘の取り組みは、五月以降も重要であり、波及効果や地方の取り組みについて、今後の会議等における議論をまっぴら再整理することを前提に提起している。

(1) 賃金カーブの算定が困難な中小・地場組合に向けて、五二〇〇円の要求目安を示した。この設定は共闘強化に機能したと判断できる。また、中小・地場組合の賃上げ結果は、昨年より二〇〇円、三〇〇円上向いたものの、賃金カーブ維持ができたのかを検証するとともに、その対応について検討する必要がある。

各組合は、早急に賃金の実態を把握し、個別賃金の取り組みを強化するとともに、賃金制度の整備と水準の改善に向けた検討と労使協議を進めなければならない。

(2) 中央の産別中小共闘連絡会には三〇産別が参加し、その内二七産別二八一四組合六七万四八〇六人が、三月二二日、二四日の最大のヤマ場、三月月内、四月第二週、四月第四週のゾーンに分けて参加組合登録を行った。個別組合ごとの地方エントリーについては、相場形成に主眼を置くこととし、今後の課題として今年は見送った。交渉の集中化と妥結の前倒しについては、三月の最大のヤマ場とその前段で進んだものの、全体での早期化がはかられたとは言い難い。

(3) 現時点では、中小・地場共闘が強化され、相場形成と社会的波及のための情報発信による中小組合の賃金底上げを果たすことができたかと判断している。中小・地場組合を対象とした要求目安や妥結基準・妥結ミニマム基準の示し方と設定時期、集中回答ゾーンの設定時期や対象組合の選定基準、集計における規模別・産業部門別の分類基準、記者レクを含めた情報発信等についてどうだったのか。地方段階の連携強化が進んだのかどうか。また、労使交渉が難航する個別組合に対する個別支援や未組織労働者への波及といった点についてはどうだったのか。こうした点を検証し、共闘強化と効果的波及の取り組み強化につなげる必要がある。

(4) 「格差是正フォーラム」の開催や未解決組合支援のための中小経営者への要請活動を実施するなど、規模間格差是正に向けた条件整備に取り組んだが、その成果はどうであったか。また、中小下請けの取引関係調査等の調査を実施した。その結果の分析等を通じ、公正取引実現に向けた取り組みを一層強化していく必要がある。

### 4、パート労働者の均等待遇と組織化の推進について

(1) 連合は、ここ数年、パートの賃上げ要求基準を設定してきた。パートの時給引き上げを要求した組織では健闘したところが多く評価できる一方、状況把握ができていない組合数は増えず、パートの賃上げの取り組みは限定的となっている。処遇改善の地道な取り組みに加え、組織化と合わせた取り組み強化が求められている。

(2) 「企業内最低賃金の協定化」の集約数は年々増加しているが、全体の取り組みからすれば未だ不十分で、「全従業員対象」の協約締結も含め今後一層の取り組み強化をはかる必要がある。

(3) 企業内最低賃金やパート採用給について、正社員との初任賃金における時間換算額と合わせる取り組みや、育児・介護休暇制度等における処遇を合わせる取り組みなど、具体的均等待遇の取り組みを進めなければならない。

### 5、不払い残業の撲滅と総労働時間の短縮の推進について

(1) 不払い残業撲滅に向け、秋の段階から、駅張りポスターやラジオコマースヤルに加え、地方連合会における相談ダイヤル活動や地方労使間の取り組みなど社会的キャンペーンを展開してきた。しかし、社会的な問題意識は強いものの、具体的改善が進んでいるとは判断できない。

(2) 多くの産別で、労働時間管理の協定化も含め方針化がなされている。職場点検活動や労使協議の状況等については、これからの集約によるが、不払い残業の撲滅についての意識は職場に浸透しつつあると判断する。しかし、不払い残業撲滅に向けた労使確認や労働時間管理の協定化などの取り組みは、まだまだ不十分である。

(3) 総労働時間短縮に向けた取り組みは、昨年より前進が見られる。今後の調査を分析し、労働時間管理の協定化を含め、総労働時間の短縮に向けた、新たな取り組み方針の検討を始める。

#### 6、男女の賃金格差是正と仕事と家庭の両立実現について

(1) 男女間賃金格差是正のために人事管理における間接差別の撤廃や生活関連手当の見直しについて、昨年に引き続き方針化した。現時点の集約結果を見る限り、取り組んだ組合は今年も極めて少ない。新たな運動展開も含め再検討をする必要がある。

(2) 先行的組合で配偶者の出産休暇制度の整備や次世代育成支援対策法に基づく対応等が進められたことは評価できる。今後、仕事と家庭の両立支援に向けた職場点検等に基づく協約整備等も含め、一層の取り組み強化をはかる必要がある。

#### Ⅲ 今後の検討課題とその方向性について

今後の議論を経て成文化する。主な骨子は次の通り。

#### 1、全体の枠組み

春闘改革を着実に進めるため、四つの重点課題と三つのミニマム運動課題の取り組みを検証・総括し、今後の取り組みについて再整理する。

#### 2、賃金関連

①賃金闘争における、マクロ経済下の所得分配のあるべき姿について、その理論構築を進める。

②月例賃金と一時金の性格と役割の違い、企業業績の配分における月例賃金重視の方向性、年収確保の取り組みについて整理する。

③賃金水準比較の方法、生活保障賃金の活用による賃金下支えの目標設定のあり方等を整理し、賃金カーブ確保と底上げの取り組みを徹底する。

④賃金のナショナルミニマムである地域別最低賃金の引き上げや企業内最低賃金協定を通じた産業別最低賃金の拡充の取り組みを強化する。

⑤地方連合・中小共闘・登録組合に区分されている賃金改定集計のあり方や情報開示が減少する単組情報の集約などを検証し、集計の簡素化と効果的情報発信を基本に見直しをはかる。

#### 3、中小地域共闘の強化

①水準を重視した個別賃金の取り組みや絶対水準を重視した最低保障の取り組みを強化し、上げ幅の相場波及の補完をはかる。

②集中回答ゾーンの設定時期や対象組合の選定基準を整理し、地方段階の連携強化を含め中小・地域共闘の一層の強化をはかる。

③要求目安や妥結基準・妥結ミニマム基準の示し方と設定時期、集計における規模別と産業部門別の分類基準、記者レクを含めた情報発信等を検証し、中小・地域組合の賃上げ相場の形成と相場波及の一層の強化をはかる。

#### 4、パート労働者等の処遇改善

①パート労働者等の処遇改善に向けた具体的取り組みの前進をはかる。

②パートの組織化の取り組みを強化する。

③「パートタイム労働法」の法制化や労働者代表制の整備等、政策制度課題としての取り組み強化をはかる。

#### 5、総労働時間短縮

①不払い残業問題の一層の改善に取り組む。

②時間外労働の削減や休日の確保などを進める新たな中期時短方針を検討する。

#### 6、男女間格差是正等

間接差別等の改善に向けた、具体的取り組みの前進をはかる。

## 年を追うごとに、政党や国会議員、 大手商業新聞が、「憲法を変えろ！」と攻撃

こんなとんでもないことを言う人達が大手を振るような世の中にしないために

◇「お国のために死んでも良い若者をつくれ」

◇私は日本国憲法を認めない。憲法の遵守擁護（守ること）義務違反で結構。

◇「徴兵制は憲法違反ではない」へ\*第九九条

◇「イラクで人質になった人の中には自衛隊のイラク派遣に公然と反対していた人もいるらしい。そんな反政府・反日的分子のために血税を用いることは、強烈な違和感、不快感を持たざるを得ない。」「人質になったことは、反国家的であり、利敵行為である。」

\*そのうち、政府を批判すると「非国民」に？

### 「日本国憲法」ってなーに？

私たちが、生活し働く「日本国」の、国の治め方や国の仕事のやり方、国民の大事な権利⇨基本的人権を決めた規則です。日本国内の法律の基本となります。

憲法の特徴点は？

①〈主権在民主義〉国を治めていく力⇨主権は国民にあります。

②〈民主主義〉十分に自分達の意見を話合ったあとで、なるべく多くの意見で物事を決めてゆくことが大事です。

③〈国際平和主義〉自分の国ばかりを考えていたために二回の大きな世界戦争を引き起こしたことを反省して、戦争を放棄しました。

現実には憲法合わせるのではなく、憲法に現実を合わせよ

憲法の前文から……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない……

### 日本の国の平和憲法は、どのようにしてできたのですか？

人間としての権利を定めた憲法（以下単に憲法と称します）は、私たちが幸せに暮らせるように基本的人権を保障しています。

基本的人権は人間が人間であることから当然認められる権利です。一七世紀の近代市民革命によって、アメリカ合衆国憲法・フランス人権宣言が勝ち取られました。拘束されない自由、移動する自由、職業選択の自由、言論出版の自由が実現されてきました。

国会（立法）、内閣（行政）、裁判所（司法）などについての憲法の定めは、基本的人権の保障を実現するための国の仕組みです。国民がその代表を選出して国民の意思に基づく政治が行われるようにする議会制民主主義も基本的人権を実現する仕組みですし、三権分

立制度も権力の集中を防ぐためのものです。

平和が大前提 基本的人権が保障され、幸せに暮らすには、平和な社会であることが大前提です。天皇を絶対とする反動的な明治憲法（一八九九年制定）の下、日本は日露戦争・第一次世界大戦・日中戦争・第二次世界大戦（アジア太平洋戦争）の侵略戦争に参加したり引き起こしたりしました。特にアジア太平洋戦争では、アジアの人々に多大なる犠牲を強いるなど大変な苦しみを与えてしまいました。その深い反省に基づいて、憲法は戦争の放棄や平和的生存権など、徹底した平和主義を基本としたのです。

一九四七年に当時の文部省が発行した『新しい憲法のはなし』には、「日本は正しいことを、他の国より先に行ったのです。世の中に正しい事ぐらい強いものはありません。」と書かれています。

憲法は、アジア太平洋戦争での重大な責任を自覚した結果、自ら戦争の放棄をしたのです。日本国民が、世界の人々と共に幸せに暮らすことを目指してつくったのが平和憲法（日本国憲法）です。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

私たちの暮らしと職場に生かしていくためにどうしたら良いでしょうか？

人間らしく生きるための権利の保障 憲法は、一人ひとりの人間を大切にすることを目標にしています。軍隊と戦争を放棄したのも、アジアへの侵略で貴重な命を多数奪った反省からです。民主主義もなく、人権も制限された社会では戦争を防ぐことが出来ず、人間らしい生き方も保障されないとの反省から、憲法は人間としての権利、人間らしく生きる権利を幅広く保障しています。

特に、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、働く権利、労働基本権という豊富な社会権は、人間らしく生きる権利を具体的に実現するために作られたものです。「勤労の権利」（第二七条）は、戦前の労働者が劣悪な労働条件と簡単な首切りで厳しい生活を余儀なくされたことから、労働者に人間に値する生活を実現するために、雇用の保障を要求する権利を基本的人権としたものです。

このように憲法は、福祉国家の理想に基づき社会的経済的弱者を保障して、実質的平等を実現することを日本の進む方向としたものです。

憲法を暮らしと職場の中に生かそう ところが現状はどうでしょうか。長時間労働、過労死、リストラ、男女差別、障害者差別などは解消されていませんし、医療費負担増、年金掛け金上げと給付削減など福祉が大きく切り下げられています。その一方で、法人税減税や規制緩和など大企業を保障する政策が行われ、福祉国家とは逆の政治が行われています。更に「有事立法Ⅱ戦争協力法」や「国民保護法制Ⅱ国民戦争協力法案」などは、平和

に生存する権利が侵害されます。

日本政府は、国民を大事にして憲法を生かすという姿勢はなく、国民の生存と基本的人権を脅かす政治を進めています。

「平和なくして人権なし」「人権なくして平和なし」と言われるように、弱者に犠牲を強いる政治を許すことは、日本を戦争する国へ導くこととなります。そうならないために、憲法を暮らしと職場に生かす労働組合運動を私たち一人ひとりが進めていく必要があります。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息、その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

環境権やプライバシー権など新しい人権保障のためにも、改憲が必要ではないかという意見がありますが、どう考えれば良いのでしょうか？

今の憲法でも保障されています

①憲法には環境権やプライバシー権という文言はありませんが、これらの人権は憲法できちんと保障されています。

②第一三条では、国民が個人として尊重されることを明らかにして、幸福追求の権利を保障していますし、人格権が認められています。

環境権やプライバシー権は、この人格権に含まれています。ですから、憲法の条文を変えなくても、新しい人権は保障されているのです。また、外国人の人権についても、国民の基本的人権に含まれるという理解がされています。

新しい人権を付け加えろという政党や議員ほど、実際は努力していません

①ところで、環境権やプライバシー権など新しい人権を憲法に加えるべきだと主張している自民党などの国会議員は、プライバシー侵害として大きな問題になった盗聴法を、成立させましたし、住民基本台帳ネットワークのようなプライバシー侵害の危険性が高い法律と政策を、積極的に推進しており、とてもプライバシーの保護に努力してきたとは言えません。

②環境問題では、高度経済成長政策で、環境破壊を進めたのは歴代の自民党政権でしたし、現在も全国各地で環境破壊や税金の無駄遣いである大型公共事業を進めています。環境権を憲法に加えるべきだと言いながら、こうした環境破壊を伴う浪費型公共事業を見直そうとはしていません。

### 狙いは、第九条（戦争の放棄）など改憲・削除

このように、環境やプライバシーを本気で守ろうとしないのに、新しい人権を主張するのは、別の目的を持っているからです。それは新しい人権を憲法に加えるという口実で、国民の間にある憲法改悪の警戒心を取り払い、憲法第九条（戦争の放棄）、第九七条（基本的人権の保障）などを改悪する突破口にしようと考えているからです。

第九条などが改悪され、平和憲法から戦争を推進する憲法に変えられたら、基本的人権の保障すら危うくなってしまいます。

（全印刷局労組滝野川支部・支部機関紙『たきのがわ』より）

## ◇ 読者からのおたより ◇

**労働アンケート調査** はじめての取り組みとしてアンケート調査を行った。元町（神戸市）駅前には、「人通りが多すぎるし、人の流れが速すぎるので無理？」との予想を裏切って、一時間で三十七人が集まった。アンケート項目が多かったにもかかわらず、丁寧な回答が目立った。三十七人の内訳は、正規職員が一人、アルバイト八人、パート六人、その他三人、嘱託等三人。パートの人の年収は、百万円以下が八三%だった。雇用形態や賃金などで気になることを聞いたが、「長期で働きたいのに育児や出産で仕事を続けられない」「賃金がほとんど下げられ、勤務時間が延ばされた」「あるけど我慢する」など切実な声が寄せられた。それに比べ、正社員の人の年収は四百万円～五百万円が一番多く、六十万円～七十万円が二人、七十万円～八十万円が一人、八十万円以上が一人と、パート労働者とは対照的な結果が出た。

（兵庫県ポートユニオンネットワーク）

編集部より 三十七人も協力してくれたなんて、スゴイ！

○**四年平和展** 私ども岐阜市職員労働組合連合会では、日本人の心から年々風化している「戦争や原爆の悲惨さ」「平和の尊さ」について、一人でも多くの方々に語り継いでいこうと、一九八一年以来「原爆展」や「平和展」として開催してきました。本年（二二回目）も本年も「岐阜市」「岐阜教育委員会」の後援により、七月三十日から八月一日まで開催します。広島平和記念資料館所蔵の「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル」、丸木美術館所蔵の「原爆の図、沖繩戦の図パネル」（特別展示）、「森住 卓 写真展—イラク戦争：戦禍と核汚染の中で」、折り鶴コーナー（折り鶴はヒロシマ平和公園内「原爆の子の像」に納めます。）アニメーション映画「しんちゃんのおさんりんしゃ」（所要三十四分）を上映。

（岐阜・K）

**憲法に関する四つのテーゼ** ①第1～8条までの天皇条項は「人民主権」に反するが、残りには三つの憲法精神・理念（平和主義、人権主義、人民主権）が貫いており、改憲する必要は全くない。②支配階級（戦争屋）の狙いは唯一つ、第9条を変えたいのだ。これを変えれば、付随的・必然的に、人権主義も人民主権も大いなる制限を受けることは必至。③制定史的には、GHQの目論見は「日本帝国の武装解除」だったが、皮肉にも、この理想形憲法によって、「不沈空母」に出来ないでいる。この「皮肉」をフルに活用し、いずれは日米軍事同盟を解消し、真に独立国家になり、アジア・国際への平和貢献国家に成長していくべき。④憲法の本質は、人民が国家権力者の横暴の手を縛るための「義務強制」の誓約であり、その逆ではない。すなわち国民には、憲法上「権利」のみがあって「義務」は不要だ。（納税の義務も、本当はおかしい）

（茨城・M）

編集部より 4項目めの指摘が宣伝されなければ。

力になる！ 五七歳を過ぎました。企業定年近し、いまだ現役です。「社会通信」力になります。

（千葉・A）

編集部より 五十過ぎると、「光陰矢の如し」、実感されるでしょ。やりたいことをやり切るだけです。大志抱き合います。

（新潟・K）

身体大切に 半年分の誌代です、お身体に十分お気をつけください。

（新潟・K）

編集部より ご購読に感謝。今日は特別暑い！  
掲載して 教育問題、少し書いていますので載せていただけないかな、と思っています。「社会通信」の記事に似合わないかな、など今まで眺めていましたので。

（長崎・N）

編集部より 「通信」に似合わない記事はありません。「社会」が看板ですから。  
激励ツアー 六月五日から二日間、千葉五単産共闘の「釧路・帯広闘争団の激励交流ツアー」に参加。久しぶりになつかしい仲間たちと会見し、元気をもらいました。七月十二日は千葉反失業闘争の総会を予定しています。

（千葉・N）

編集部より たいへん意義あるツアーになったようですね。現地からの報告で知りました。千葉に地域組織つくってよ。総会にはおじゃまします。

私の国鉄闘争 七月十三日から九日まで北海道に行きます。七月二〇日から二三日まで「人らしく

②「四ヶ所上映会。二四日から五日まで「新潟ともに闘う会」合宿。Nさん講師。二〇日から二五日まで音威子府・高橋さん。物販・合宿です。」

（新潟・K）

編集部より すさまじい日程ですね。あなたみたいな人が全国にたくさんいらっしやる。

（茨城・K）

カンパ 一年分お送りします。差額はほんのわずかですがカンパです。

（茨城・K）

編集部より カンパありがとうございます。編集に四苦八苦しています。注文を！